

## 役員の報酬等の総額 について

### 1 策定理由

定款第21条（役員の報酬等）では、「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる」と規定されていることから、各年度の役員（理事及び監事）の総額を定めるものである。

### 2 報酬等の総額

定款第21条の各年度の役員（理事及び監事）に対する報酬等の総額を900,000円とする。

### 3 その他

平成29年6月23日 定時評議員会で決議